

○一部事務組合下田メディカルセンター職員等の旅費に関する条例

平成9年4月25日
共立湊病院組合条例第16号

改正 平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号

改正 平成31年2月21日一部事務組合下田メディカルセンター条例第2号

改正 令和2年2月19日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）が公務のために旅行する組合職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。）及び組合職員以外の者（以下「職員等」という。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の旅費については、下田市職員等の旅費に関する条例（昭和30年下田市条例第16号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号）

この条例は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成31年2月21日一部事務組合下田メディカルセンター条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月19日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。